議会議案第18号

旧901会議室における建物明渡等請求事件和解に係る附帯 決議について

旧901会議室における建物明渡等請求事件和解に関し、次のとおり決議する。

平成28年10月3日提出

提出者 鎌倉市議会議員 長 竜 弘 嶋 同 上 渡 邊 昌一郎 同 同 上 上 寛 弘 同 畠 同 同 上 松 中 健 治

旧901会議室における建物明渡等請求事件和解に係る附帯決議

鎌倉市議会は、旧901会議室における建物明渡等請求事件和解に際して、鎌倉市及び鎌倉市職員労働組合に対し、次のとおり要請する。

- 1 行政財産を目的外使用するに当たっては、行政財産は鎌倉市民のために使用されるべき市民の財産であることを念頭において、鎌倉市は適切に使用させ、鎌倉市職員労働組合は誠実に使用すること。
- 2 鎌倉市と鎌倉市職員労働組合の労使双方は、ともに鎌倉市民のために働く 公務員としての自覚の上、今後不要な紛争を引き起こすことがないよう、 何より市民を第一に考えた正常な労使関係を構築すること。
- 3 鎌倉市は、このたびの事件に係る懲戒処分を検討するに当たっては、将来 のリスクも踏まえた上で、平等取り扱いの原則にのっとって、法や規則に 準じた適切な対処を行い、再発防止を図ること。

以上、決議する。

平成28年10月4日

鎌 倉 市 議 会